

(震災対応) 実用化共同研究の応募案件の採否審査項目

①技術的実現性

・開発提案が既存技術に対して新規性、独創性又は改善性があり、かつ、技術的実現性が見通しがあるか。

②特許や開発成果利用の有無

・原子力機構保有の特許や開発成果を研究開発の主となる技術として利用し、実用化(商品化)しようとしているか。

③開発費の妥当性

・開発費の総額及び内訳は適切か。過大又は過小となっていないか。

④開発期間の妥当性

・契約の開発期間終了時点で実用化(商品化)が可能か、又はその見通しが確実に得られるか。

⑤販売計画の妥当性

・販売までのスケジュール及び体制が明確かつ妥当なものとなっているか。

⑥開発体制・能力の妥当性

・実用化(商品化)を達成するための社内開発体制が構築でき、必要な技術者、設備及び技術蓄積を持っているか。又は、大学等の外部研究支援体制を得ることができるか。

⑦実用化意欲の有無

・経営者・開発責任者は早期に実用化(商品化)する強い意欲を持っているか。
・原子力機構の支援額よりも多くの予算を投入しても開発する意欲があるか。

⑧社会への貢献性

・実用化(商品化)するものが震災に対応しており、社会の役に立つか。

⑨適用特許の特許出願の状況及び存続期間

・特許の出願状況(公開レベル又は登録レベル)を確認する。
・非公開レベルのものは、本審査の対象外とする。
・適用する特許の存続期間はあるか。

⑩経営的基礎力の状況

・必要な財務能力、経営能力、生産能力、販売開拓能力、製造物責任への対応能力等があるか。
・過去3期分の決算報告書、企業情報等を基に企業の安定性を評価する。